

県北広域振興局長告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年1月5日

県北広域振興局長 佐々木 哲

- 1 路線名 二戸軽米線
- 2 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字軽米第7地割字横道通43番2地先から第10地割字新町92番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年1月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和8年1月5日から同年2月5日まで